

「山形県青少年健全育成条例・規則」の一部改正(概要)(案)について

1 改正の趣旨

近年、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及するなど青少年を取り巻くインターネット環境が変化中、インターネット利用者の低年齢化やインターネットのSNS等を利用した犯罪被害の増加が問題となっています。このような被害児童のうちの多くが被害当時フィルタリングを利用していない現状にあります。特に、青少年が自身の裸等をスマートフォン等で撮影し、メール等で送られる、いわゆる「自画撮り被害」が山形県でも発生しており、インターネット上に流出した画像は、完全に回収、消去することはほぼ不可能になるとともに、更なる犯罪に巻き込まれるなどの危険性もあります。

このような被害を防止するためには、青少年に対して自画撮り画像を送るように要求する行為自体を規制して原因を絶つことが重要です。併せて、こうした社会環境の変化を踏まえ、青少年の健全育成を推進していく上では、幼児期からの道徳教育により青少年が自立し、次代を担う社会の一員としての責任と誇りを自覚させることがますます重要となっております。

こうした問題に対応するため、県では、山形県青少年健全育成条例及び同条例施行規則の一部を改正し、青少年健全育成を推進するための規定として、基本理念等を一部改正するとともに、フィルタリングの利用促進などにより青少年健全育成の実効性を高めるための規制や裸の画像等を要求する行為の規制を追加し、所要の措置を講ずる必要があると考えております。

2 改正の内容

(1) 青少年の健全育成の推進

ア 基本理念

- ・ 幼児期からの道徳教育の重要性に関する文言を追加
- ・ 児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為をしてはならないという規範意識に関する規定を追加
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の重要性に関する規定を追加

イ 青少年の努力

- ・ 青少年が、自らを律する努力に関する文言を追加

(2) インターネット上の有害情報等への対応の強化

ア 携帯電話事業者及びその代理店の説明書の交付義務

携帯電話事業者及びその代理店（以下、「携帯電話事業者等」という。）は、契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合に、青少年有害情報（※1）を閲覧するおそれがある旨や、フィルタリングの必要性・内容など（※2）を保護者に対して説明するのに併せて、これらの事項が記載された説明書（電磁的記録でも可）を交付しなければならないこととします。

※1 青少年有害情報〔青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）第2条第3項〕

インターネットを利用して公衆の閲覧に供される情報であり、青少年の健全な成長を著しく阻害するものになります。

※2 その他、保護者に対して説明すべき事項

- 1 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発したり、犯罪の被害を受けたり、又は自分や他人に有害な行為をするおそれがあること。
- 2 フィルタリングを利用しない場合は書面（電磁的記録でも可）の提出が必要であること。

イ 保護者のフィルタリングを利用しない場合の申出に係る書面の提出義務

保護者は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（※3）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、正当な理由（※4）、申出年月日、保護者の氏名などを記載した書面（電磁的記録でも可）を、携帯電話事業者等に提出しなければならないこととします。

※3 青少年有害情報フィルタリング有効化措置

フィルタリングソフトウェア等のインストール・設定のことで、事業者には、フィルタリングが実際に使用できる状態になるまでの措置が求められます。

※4 正当な理由

- 1 青少年が就労しており、フィルタリングをすると業務に著しく支障が生じるため。
- 2 青少年が障がい、病気等の状態であり、フィルタリングをすると日常生活に著しく支障が生じるため。
- 3 保護者が青少年の利用状況を把握し、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように適切に利用させることができるため。

ウ 携帯電話事業者等の書面の保存義務

携帯電話事業者等は、保護者から提出された書面（電磁的記録でも可）を保存しなければならないこととします。

エ 知事による携帯電話事業者等への立入調査、勧告及び公表

知事は、携帯電話事業者等の営業又は事業の場所に対する立入調査や、条例で課した義務に違反している場合に勧告や勧告を受けた者の氏名、勧告の内容等を公表できるものとします。また、公表する際は、当該事業者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとします。

オ インターネット関係事業者等の有害情報の閲覧等の防止に係る努力義務

インターネットに接続する機器の販売事業者やプロバイダは、その事業活動を行う際、青少年を有害情報から保護するため、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならないこととします。

(3) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録を提供するように当該青少年に求める行為であり、青少年の判断能力の未成熟に乗じた不当な手段（※5）により行われるものを、青少年の健全な育成を阻害する行為として、罰則をもって禁止します。

※5 不当な手段

- ・ 青少年に拒まれたにも関わらず求めるもの。
- ・ 威迫する方法により求めるもの。
- ・ 欺く方法により求めるもの。
- ・ 困惑させる方法により求めるもの。
- ・ 対償を供与し、又は供与の約束をして求めるもの。